

令和7年1月30日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

株式会社建設技術研究所 東京都中央区日本橋浜町3-21-1

令和7年1月30日～令和7年2月28日（1か月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である（株）建設技術研究所は、関東支社発注の「首都圏中央連絡自動車道飯沼高架橋西橋梁設計検討業務」において、座標計算の誤りにより、PD11 橋脚の座標値と構造一般図・設計計算に不整合を生じさせるという過失による粗雑工事等を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のこととは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第2号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(過失による粗雑工事等) 2 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	発生地域について当該認定をした日から1月以上6月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上